（指定の有効期間の延長に係る公告事項）

第九条　法第六条第二項において準用する法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、指定の有効期間を延長する旨、指定の有効期間の延長に係る者（以下「被延長指定者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、延長後の指定の有効期間、指定の有効期間の延長の根拠となる条項及びその他参考となるべき事項とする。

（指定の有効期間の延長に係る通知事項）

第十条　法第六条第二項において準用する法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、指定の有効期間を延長した旨、被延長指定者の氏名又は名称、指定番号、指定の有効期間を延長した理由、指定の有効期間を延長した年月日、延長後の指定の有効期間及びその他参考となるべき事項とする。

（指定の有効期間の延長に係る通知の方法）

第十一条　法第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による通知は、別記様式第六号の指定有効期間延長通知書を送付して行うものとする。

（指定の取消しに係る公告事項）

第十二条　法第七条第二項において準用する法第五条第一項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものを除く。）は、指定を取り消す旨、指定の取消しに係る者（以下「被指定取消者」という。）の氏名又は名称、指定をした年月日、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項及びその他参考となるべき事項とする。

（指定の取消しに係る通知事項）

第十三条　法第七条第二項において準用する法第五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものを除く。）は、指定を取り消した旨、被指定取消者の氏名又は名称、指定番号、指定の取消しの根拠となる条項、指定を取り消した年月日及びその他参考となるべき事項とする。

（指定の取消しに係る通知の方法）

第十四条　法第七条第二項において準用する法第五条第三項の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）は、別記様式第七号の指定取消通知書を送付して行うものとする。

（仮指定に係る公告事項及び通知事項等）

第十五条　第五条から第八条まで及び第十二条から前条までの規定は、仮指定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条	国家公安委員会規則で定める事項（仮指定（法第八条第二項に規定する仮指定をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）	国家公安委員会規則で定める事項
第五条第一号	指定（法第四条第二項に規定する指定をいう。以下同じ。）に係る者（以下「被指定者」という。）	仮指定に係る者（以下「被仮指定者」という。）
	指定に係る番号（以下「指定番号」という。）	仮指定に係る番号（以下「仮指定番号」という。）
第六条、第十二条及び第十三条	国家公安委員会規則で定める事項（仮指定に係るものを除く。）	国家公安委員会規則で定める事項
第七条、第八条及び第十四条	の規定による通知（仮指定に係るものを除く。）	の規定による通知
第七条	別記様式第四号の指定通知書	別記様式第八号の仮指定通知書
第八条	別記様式第五号の指定公告事項変更通知書	別記様式第九号の仮指定公告事項変更通知書
第十二条	指定の取消しに係る者（以下「被指定取消者」という。）	仮指定の取消しに係る者（以下「被仮指定取消者」という。）
第十四条	別記様式第七号の指定取消通知書	別記様式第十号の仮指定取消通知書

（意見の聴取後の仮指定の取消し）

第十六条　国家公安委員会は、法第八条第七項の規定により仮指定を取り消すときは、前条において準用する第十二条に規定する事項を官報により公告するものとする。

2　法第八条第七項の規定による仮指定の取消しは、前項の規定による公告によってその効力を生ずる。

3　国家公安委員会は、法第八条第七項の規定により仮指定を取り消した場合において、当該仮指定を取り消された者の所在が判明しているときは、その者に対し、前条において準用する第十三条に規定する事項を通知するものとする。

4　前項の規定による通知は、別記様式第十号の仮指定取消通知書を送付して行うものとする。

第二章　公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

第一節　規制対象財産等に係る行為の制限

（許可申請）

第十七条　法第十条第一項の規定による申請（以下「許可申請」という。）は、別記様式第十一号の許可申請書により行うものとする。

2　前項の許可申請書は、住所地等（法第十条第一項に規定する住所地等をいう。以下同じ。）を管轄する警察署長（日本国内に住所地等がないときは、当該許可申請に係る行為に最も密接な関係がある地を管轄する警察署長）を経由して提出しなければならない。

（許可申請書の記載事項）

第十八条　法第十条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　許可申請に係る行為をしようとする年月日及び場所

二　許可申請に係る行為の相手方との関係

三　取得財産（法第十条第一項第三号に規定する取得財産をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、その取得方法

四　その他参考となるべき事項

（許可申請書の添付書類）

第十九条　法第十条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第九条第一号から第四号までに掲げる行為に係る許可申請にあっては、取得財産が法第十一条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類

二　法第九条第五号に掲げる行為に係る許可申請にあっては、当該行為が法第十一条第二項に規定する要件に該当することを証する書類

三　代理人によって申請をする場合にあっては、その権限を証する書類

（許可証の様式）

第二十条　法第十三条第一項の許可証の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

（許可証の再交付の申請）

第二十一条　法第十三条第二項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、当該許可証を交付した都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、別記様式第十三号の許可証再交付申請書を提出しなければならない。

2　前項の規定により許可証再交付申請書を提出する場合においては、第十七条第二項の規定により経由した警察署長を経由しなければならない。